

人権コラム 心、豊かに

◆ 帰れない「故郷」^{ふるさと}

精霊トンボが舞いはじめ、日田ならではの郷土料理の下ごしらえに取り掛かる、お盆の時期。お盆も仕事に追われる人、お盆休みを利用して故郷に帰ってきた家族や友人などと穏やかで賑やかな時間を過ごす人。先祖の霊を家々に迎え祀るとされるお盆には、様々な過ごし方があるようです。

その一方で、「自分が故郷に帰ると家族に迷惑がかかる」という心配から、故郷に帰ることができない人がいます。現在では感染はおろか発病することもほとんどないとされる「ハンセン病」。この病気は、症状が進むと体の一部が変形してしまうことなどから、偏見や差別の対象にされることがありました。さらには、発生当時の誤った認識に基づき、国が患者を一般社会から隔離し、療養所に収容するなどの政策を強行したことで、偏見や差別はより一層助長されてしまいました。

その後、治療薬が登場し治療法も確立され、平成8年には約90年続いた隔離政策に終止符が打たれました。その2年後、療養所に入所する人たちは、隔離政策などを進めてきた国に対し責任を問う裁判を起こし、平成13年に「原告勝訴」の判決が出されています。

この判決を受け、ハンセン病患者とその家族は、長く苦しめられてきた差別の「誤り」の広がりを目指しましたが、偏見や差別は根強く残り、今でも多くの方が療養所で暮らしています。療養所には、家族への良くない影響を考慮し本名や戸籍を捨てた人もおり、故郷に帰れないばかりか、家族との再会さえ果たせないまま時だけが過ぎていく現実も見られます。

お隣の熊本県にある「国立療養所菊池患^{けいほうえん}楓園（歴史資料館）」には、叶わなかった家族との生活、誤った認識による誹謗中傷の中で、明るい光を探し出そうとした人たちの努力とその記録が展示されています。家族や友人、そして故郷に思いを返すこの時期に、風化させてはいけないハンセン病について考えてみてはいかがでしょうか。

「広報ひた」 令和5年8月1日号掲載